

区分	■新 規 □再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☐ その他	名 称	
件名	19 民生委員・児童委員の協力員制度の導入について		
提案市	伊那市		
提案要旨	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）の「頑張りや責任感」に頼るばかりでなく、委員の心と労力の負担を軽減し、委員の健康を守るとともに、活動の負担感が大きいイメージを改善し、地区からの委員候補者の選出をしやすくする環境を整備することを目的として、県としての活動協力員制度の導入を提案する。 協力員の活動内容としては、簡易な訪問や配布活動を通じての見守り、地域内の問題を抱える世帯等に関する情報の委員への提供及び委員の活動を支援するための補助的な活動などが考えられる。		
提案理由	地域共生社会、包括的相談体制の構築が進む中、地域に根ざし活動している民生児童委員の役割に大きな期待が寄せられている。その反面、その重責や業務量の多さに負担を感じている委員がおり、体調を崩し委員を途中退任する事態が発生している。地区から委員候補を選出する際にも、委員の負担感を理由に断られる場面が多く、どうにか選出した委員も一期限りで退任する状況となっており、成り手不足は全国的な課題となっている。委員の定数に配置基準があり、増員要望をしても増員は厳しい。これらのことから、県の主導による協力員制度の導入を要望したい。		
現況及び課題等	民生委員・児童委員の協力員等の制度を導入している都県 兵庫県（平成2年度導入、県知事が委嘱） 東京都（平成19年度導入、都が費用を負担し、各市区町村が委嘱） 静岡県（令和元年度導入、県知事が委嘱）		
法令関係	民生委員法 児童福祉法		